

# 国民年金だより

むつ年金事務所  
☎22-2278

## 年金を受給している方が亡くなったときは

年金を受給している方が亡くなったときに、まだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

(例) 3月10日に死亡した場合 → 3月分まで支給されます。

### ①未支給年金を受け取れる遺族

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた(1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母 (6)兄弟姉妹 (7)その他(1)~(6)以外の3親等内の親族です。(未支給年金を受け取れる順位もこのとおりです。)

### ②提出先

国民年金だけを受給している方.....役場 住民福祉課 住民係

厚生年金を受給している方.....年金事務所

共済年金を受給している方.....年金事務所または共済組合

※共済年金を受給している方は、年金証書をご持参のうえ、担当までご相談ください。

### ③必要書類

- ・亡くなった方の年金証書
- ・亡くなった方と請求する方の身分関係が確認できる書類(戸籍謄本等)
- ・亡くなった方と請求する方が生計を同じくしていたことがわかる書類(住民票の写し)
- ・受け取りを希望する金融機関の通帳(請求者のもの)
- ・印鑑(請求者のもの)
- ・亡くなった方と請求する方が別世帯の場合は「生計同一関係に関する申立書」

※詳細につきましては、担当までお問合せください。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：宮澤(奈)

## 保険証(被保険者証)は正しく使いましょう

医療機関などに提示する保険証(被保険者証)の使用については、次のことに注意してください。

- 就職や扶養に入ることによって職場の健康保険に加入したり、村外へ転出するなど、保険証が変更になる場合は、その旨を医療機関などの窓口に伝えてください。
- 職場の健康保険加入後で保険証交付前に受診する場合は、その時点で、すでに佐井村の国民健康保険の資格を喪失していますので、勤務先などで被保険者の証明書等の交付を受けて受診するなどしてください。(喪失後の保険証は、使用しないでください。)
- 職場の健康保険や転出先の国民健康保険に加入した後に、間違えて佐井村の国民健康保険被保険者証で受診してしまった場合など【※例】は、佐井村の国民健康保険が負担した医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。(「国民健康保険の医療費返還について」という通知書が送付されます。)

### 【※例】

- ・会社に就職して職場の健康保険の資格を取得した(または手続き中)が、保険証の交付が遅れたため、佐井村国保の保険証を使ってしまった。
- ・職場の健康保険にさかのぼって加入したことにより、佐井村国保の資格をさかのぼって喪失した。
- ・職場の健康保険に加入したが、役場へ国保資格喪失届出の手続きが遅れ、その間に佐井村国保の保険証を使ってしまった。
- ・佐井村から村外に転出したが、転出先の市区町村から保険証の交付を受ける前に、佐井村国保の保険証を使ってしまった。

保険証は正しく使用し、医療機関などの適正な受診を心がけましょう。

【お問合せ】住民福祉課 国保係 担当：金沢、大畑